

耐震改修促進法に基づく

「要安全確認計画記載建築物」の耐震診断結果の公表

前橋市都市計画部建築指導課

令和6年3月29日

令和7年3月4日（掲載追加）

【国道 17 号線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の 主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	前橋市元総社町 189	事務所	日本放送協会	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「2次診断法」 (1990 年版)	$I_s/I_{s0}=1.45$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.87$	—	—	鉄塔構造検討済 (H22 年)
2	前橋市大手町一丁目 143-1、144-2	ホテル	群馬ロイヤル ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(充腹材)に定める「2次診断法」及び (2009 年版)	$I_s/I_{s0}=0.36$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.07$	耐震改修	未定	
3	前橋市本町一丁目 13-11	併用住宅	—	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」に定める「2次診断法」(2017 年版)	$I_s/I_{s0}=0.62$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.38$	未定	未定	
4	前橋市本町一丁目 13-1、13-13	事務所	第一太陽ビル	一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(2011 年改訂版)	$I_s=0.10$ $q=0.27$	未定	未定	
5	前橋市本町一丁目 3-1、3-24	店舗	有限会社マル ホテナント ビル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」に定める「2次診断法」(2017 年版)	$I_s/I_{s0}=0.65$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.41$	未定	未定	

(※) 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

(※) 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【国道 17 号線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の 主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
6	前橋市本町一丁目 2-1	銀行	りそな銀行 前橋支店	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準」に定める「2次 診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=1.05$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.65$	—	—	耐震改修済 (※数値は耐震改修後)
7	前橋市千代田町三丁 目 3-7、3-51、3- 52、3-53	事務所	堀口ビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「耐震改修促進法のための既存 鉄骨造の耐震診断および耐震改修 指針・同解説」(2011 年改訂版)	$I_s=0.11$ $q=0.42$	未定	未定	
8	前橋市国領町一丁目 3-1	事務所	NTT 東日本 前橋支店 国領ビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄骨鉄筋コンクリート造 建築物の耐震診断基準」(充腹材) に定める「2次診断法」 (2009 年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.51$	—	—	耐震改修済 (※数値は耐震改修後)
9	前橋市関根町 1-20、1-21、1-22	共同住宅	前橋自動車教 習所ウィング ハイツ	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準・同解説」に定め る「2次診断法」(2017 年版)	$I_s/I_{s0}=1.05$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.651$	—	—	
10	前橋市鳥羽町 37-1、37-8、38-1、 39-9、39-16	事務所	(株)サンシ ンデータ管理 センター	一般財団法人日本建築防災協会に よる「耐震改修促進法のための既存 鉄骨造の耐震診断および耐震改修 指針・同解説」(2011 年改訂版)	$I_s=0.15$ $q=0.61$	未定	未定	

(※) 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

(※) 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【国道 50 号線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の 主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	前橋市本町二丁目 1-15、1-16	銀行	前橋富士ビル (みずほ銀行 前橋支店)	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準」に定める「2 次 診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=1.18$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.73$	—	—	
2	前橋市本町二丁目 2-18、2-19	ホテル	ホテル白井屋	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準」に定める「2 次 診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=0.95$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.602$	耐震改修	令和 3 年 実施済	耐震改修済
3	前橋市本町二丁目 10-4、10-5、10-17、 10-18	事務所	三井住友海上 前橋ビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄骨鉄筋コンクリート造 建築物の耐震診断基準」(充腹材) に定める「2 次診断法」 (2009 年版)	$I_s/I_{s0}=0.71$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.350$	耐震改修	未定	
				一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準」に定める「2 次 診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=0.57$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.360$			
4	前橋市本町二丁目 10-6	店舗・事務 所・住宅	駒井園ビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準・同解説」に定め る「2 次診断法」(2017 年版)	$I_s/I_{s0}=0.90$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.425$	未定	未定	

(※) 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

(※) 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【国道 50 号線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
5	前橋市本町二丁目 12-6、12-16、12-17	銀行	東和銀行本店	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	—	—	
6	前橋市本町二丁目 11-1、11-2、11-3、 11-16	事務所	富士オートビル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(充腹材)に定める「3 次診断法」(2009 年版)	$I_s/I_{s0}=1.0$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.48$	—	—	
7	前橋市本町三丁目 2-5	事務所併用 住宅	稲村建設株式会社本社ビル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」に定める「2 次診断法」(2017 年版)	$I_s/I_{s0}=1.15$ $C_{Tu} \cdot S_d=0.70$	—	—	
8	前橋市本町三丁目 1-9	併用住宅	—	一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(2011 年改訂版)	$I_s=0.21$ $q=0.85$	未定	未定	

(※) 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

(※) 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【国道 50 号線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の 主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
9	前橋市朝日町三丁目 15-3	併用住宅	—	一般財団法人日本建築防災協会に よる「耐震改修促進法のための既存 鉄骨造の耐震診断および耐震改修 指針・同解説」（2011 年改訂版）	$I_s=0.20$ $q=0.79$	未定	未定	
10	前橋市朝日町四丁目 18-26	事務所 共同住宅	朝日ビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「既存鉄筋コンクリート造建 物の耐震診断基準・同解説」に定め る「2 次診断法」（2017 年版）	$I_s/I_{s0}=0.58$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.35$	未定	未定	
11	前橋市朝日町三丁目 19-7、19-8	店舗 事務所	前橋朝日町 T Yビル	一般財団法人日本建築防災協会に よる「耐震改修促進法のための既存 鉄骨造の耐震診断および耐震改修 指針・同解説」（2011 年改訂版）	$I_s=0.23$ $q=0.91$	未定	未定	

（※） 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

（※） 建築物の名称の「 — 」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【足門前橋線沿道対象建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の位置	建築物の 主たる用途	建築物の名称	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	前橋市大友町三丁目 24-7	店舗 共同住宅	大友ビル	一般財団法人日本建築防災協会 による「耐震改修促進法のための既 存鉄骨造の耐震診断および耐震改 修指針・同解説」（2011 年改訂版）	$I_s=0.08$ $q=0.31$	除却	令和7年 予定	

（※） 建築物の位置については対象建築物の地名地番で記載しています。

（※） 建築物の名称の「－」は、名称がない個人住宅等であることを示しています。

【附表】 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「2次診断法」及び「3次診断法」 (1990年版)		$\begin{aligned} &I_s/I_{so}<0.5 \\ &\text{又は} \\ &CT \cdot SD<0.15 \end{aligned}$	左右以外の場合	$\begin{aligned} &1.0 \leq I_s/I_{so} \\ &\text{かつ} \\ &0.3 \leq CT \cdot SD \leq 1.25 \end{aligned}$
				$1.25 < CT \cdot SD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「2次診断法」及び「3次診断法」 (2001年版、2017年版)		$\begin{aligned} &I_s/I_{so}<0.5 \\ &\text{又は} \\ &CT_u \cdot SD<0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U \end{aligned}$	左右以外の場合	$\begin{aligned} &1.0 \leq I_s/I_{so} \\ &\text{かつ} \\ &0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT_u \cdot SD \end{aligned}$
一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造の耐震診断および耐震改修指針・同解説」 (2011年版)		$\begin{aligned} &IS<0.3 \\ &\text{又は} \\ &q<0.5 \end{aligned}$	左右以外の場合	$\begin{aligned} &0.6 \leq IS \\ &\text{かつ} \\ &1.0 \leq q \end{aligned}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「2次診断法」及び「3次診断法」 (2009年版)	鉄骨が充腹材	$\begin{aligned} &I_s/I_{so}<0.5 \\ &\text{又は} \\ &CT_u \cdot SD<0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \end{aligned}$	左右以外の場合	$\begin{aligned} &1.0 \leq I_s/I_{so} \\ &\text{かつ} \\ &0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq CT_u \cdot SD \end{aligned}$
	鉄骨が非充腹材	$\begin{aligned} &I_s/I_{so}<0.5 \\ &\text{又は} \\ &CT_u \cdot SD<0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \end{aligned}$	左右以外の場合	$\begin{aligned} &1.0 \leq I_s/I_{so} \\ &\text{かつ} \\ &0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq CT_u \cdot SD \end{aligned}$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷するおそれは少なく、倒壊するおそれはない。